

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表) 第3条 略 (1) 略 (2) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一) 県立病院又はがん検診センター（以下「病院等」という。）に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師</p> <p>イ・ウ 略 (3) 略 2・3 略</p> <p>(管理職手当) 第7条 略</p> <p>(初任給調整手当) 第8条 <u>初任給調整手当については、給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）第6条第1項中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第12」と、同条第2項及び第3項の規定中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の種類) 第9条 略 (1)～(7) 略</p>	<p>(給料表) 第3条 給料表の種類及びその適用範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一) 県立病院、<u>がん検診センター又は白鳥病院附属津田診療所</u>（以下「病院等」という。）に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師</p> <p>イ・ウ 略 (3) 略 2・3 略</p> <p>(管理職手当) 第7条 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類) 第8条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略</p>

(8) 講義手当

第10条～第17条 略

(講義手当)

第18条 講義手当は、病院等に勤務する医師又は歯科医師が香川県立高等学校又は香川県消防学校において講義に従事したときに支給する。

2 講義手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 香川県立高等学校の講義に従事した場合 講義に従事した時間1時間につき3,800円

(2) 香川県消防学校の講義に従事した場合 講義に従事した時間1時間につき6,990円

(宿日直手当)

第19条 略

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第13」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第14」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」とする。

第21条 略

(育児短時間勤務職員等についての特例等)

第22条 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第12条及び第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条第2項	略
---------	---

第9条～第16条 略

(宿日直手当)

第17条 略

(期末手当及び勤勉手当)

第18条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第12」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。

第19条 略

(育児短時間勤務職員等についての特例等)

第20条 育児短時間勤務職員等及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第2項	11,000円	11,000円に就業規程第3条第2項若しく
---------	---------	-----------------------

第2号	
第13条第2項第1号	略
第13条第2項第2号	略
第13条第2項第3号	略
第13条第2項第4号	略
第13条第2項第5号	略

附 則

(初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、第8条に定めるもののほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、月額50,000円(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に就業規程第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)の初任給調整手当を支給する。

第2号		は第3項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額
第12条第2項第1号	30,800円	30,800円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第2号	12,400円	12,400円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第3号	22,000円	22,000円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第4号	32,400円	32,400円に勤務割合を乗じて得た額
第12条第2項第5号	21,600円	21,600円に勤務割合を乗じて得た額

附 則

(初任給調整手当の特例)

- 4 当分の間、第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる給与条例第7条の3の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、月額50,000円(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に就業規程第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)の初任給調整手当を支給する。

(20年以上勤続して平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した者の特例)

- 5 20年以上勤続して平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した者であつて、香川県職員退職手当条例第4条の4に規定する退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限り、退職の日において行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受けていた者を除く。)に対する第2条の規定により香川

県職員退職手当条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる同条例第4条第1項、第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用については、同条例第4条の4の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	という。	という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超える場合にあつては、10年とする。)1年につき100分の2(退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあつては、100分の3)を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超える場合にあつては、10年とする。)1年につき100分の2(退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあつては、100分の3)を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超える場合にあつては、10年とする。)1年につき100分の2(退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあつては、100分の3)を乗じて得た額の合計額
第4条の3第	退職日給料月	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度に

1項第2号	額に、	おける年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。）1年につき100分の2（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、100分の3）を乗じて得た額の合計額に、
第4条の3第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

6 第2条の規定により香川県職員退職手当条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第15号）附則第2項の規定の適用については、同項中「及び第26項、附則第6項」とあるのは、「並びに香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）附則第5項、附則第6項」とする。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5級	副看護部長、看護師長若しくは副看護師長の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第10（第7条関係）

職	区分
中央病院長	1種
病院局長	2種
病院長（中央病院長を除く。）	3種
略	

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5級	副看護部長、看護師長若しくは看護主任の職務又はこれらに相当する職務
略	

別表第10（第7条関係）

職	区分
中央病院長	1種
病院局長	3種
病院長（中央病院長を除く。）	
略	

略 丸亀病院事務局長	4種
略 がん検診センター事務局長 主任部長 中央病院看護部長	5種
略	

略 丸亀病院事務局長 中央病院看護部長	4種
略 がん検診センター事務局長 白鳥病院附属津田診療所長 主任部長	5種
略	

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9級	2種	116,000円
8級	4種	87,100円
略		

2・3 略

4 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当
6級	5種	76,600円
	7種	56,300円

別表第12（第8条関係）

期間の区分 職員の区分	1種	2種
	16年未満	268,500円
16年以上17年未満	264,500円	212,700円
17年以上18年未満	260,500円	209,400円
18年以上19年未満	256,500円	206,100円
19年以上20年未満	252,500円	202,800円
20年以上21年未満	248,500円	199,500円

別表第11（第7条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
8級	3種	94,000円
	4種	87,100円
略		

2・3 略

4 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当
7級	4種	86,700円
6級	7種	56,300円

21年以上22年未満	238,600円	192,200円
22年以上23年未満	228,500円	184,700円
23年以上24年未満	218,800円	177,700円
24年以上25年未満	208,800円	170,300円
25年以上26年未満	198,900円	163,100円
26年以上27年未満	185,200円	152,000円
27年以上28年未満	171,800円	141,400円
28年以上29年未満	158,400円	130,600円
29年以上30年未満	144,700円	119,500円
30年以上31年未満	129,800円	108,000円
31年以上32年未満	114,800円	96,200円
32年以上33年未満	100,100円	84,800円
33年以上34年未満	75,300円	65,300円
34年以上35年未満	52,500円	47,500円

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第8条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給調整手当に関する規則第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。
- この表において、「1種」とは医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち人口が少ない市に所在する病院等に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると管理者が認めるものを占める職員を、「2種」とは同表の適用を受ける職員のうち1種以外の職員をいう。

別表第13 (第20条関係)

職	割合
病院局長 中央病院長	100分の25
略	
中央病院事務局長 丸亀病院事務局長	100分の15
	100分の10

別表第12 (第18条関係)

職	割合
中央病院長	100分の25
略	
病院局長 中央病院事務局長 丸亀病院事務局長	100分の15
	100分の10

中央病院看護部長

別表第13（第18条関係）

給料表	職 員	割 合
略		
医療職給料表 (三)	1・2 略	
	3 副看護部長（管理者が認める職に限る。）、看護師長及び副看護師長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 略	

別表第14（第20条関係）

給料表	職 員	割 合
略		
医療職給料表 (三)	1・2 略	
	3 副看護部長（管理者が認める職に限る。）、看護師長及び副看護師長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 略	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。